



平成27年10月20日

各 位

会社名 日本 P C サービス 株式会社
代表者名 代表取締役社長 家 喜 信 行
(コード番号:6025 名証セントレックス)
問合せ先 取締役 管理部長 赤 井 進 二
(TEL 06-6734-7722)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 10 月 20 日開催の取締役会において、平成 27 年 11 月 27 日開催予定の当社第 14 期定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、これらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第 30 条及び第 41 条の一部を変更するものであります。なお、第 30 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第 30 条 (条文省略) 2 当社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第 30 条 (現行どおり) 2 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
(監査役の責任免除) 第 41 条 (条文省略) 2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	(監査役の責任免除) 第 41 条 (現行どおり) 2 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 11 月 27 日（金）

定款変更の効力発生日 平成 27 年 11 月 27 日（金）

以 上